厚生労働省
山口労働局

Press Release

令和８年 11 月４日（水）

【照会先】
下関労働基準監督署
副署長　矢野和明
第一方面主任監督官　杉山朋子
電話　083－266－5476

報道関係者各位

最低賃金法違反被疑事件の書類送検について

下関労働基準監督署（署長 赤尾　裕一郎）は、令和８年 11 月４日、株式会社日本フーズ及び同法人の代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで下関区検察庁に書類送検しました。

記

１　被疑者

（１）株式会社日本（にほん）フーズ
　　所在地　山口県下関市
（２）同法人　代表取締役

２　違反条文

（１）株式会社日本フーズに対して
　　最低賃金法違反
　　同法第４条第１項
　　同法第 40 条
　　同法第 42 条
（２）同法代表取締役に対して
　　最低賃金法違反
　　同法第４条第１項
　　同法第 40 条
　　同法第 42 条

３　事件の概要

被疑者株式会社日本フーズは、ふぐ等の水産食料品製造業を営む事業主である。

被疑者代表取締役は、同社の経営一切を統括するものであるが、法定の除外事由がないにもかかわらず、山口県最低賃金の適用を受ける労働者９名に対して、令和７年６月１日から令和７年６月 30 日までの令和７年６月分賃金（合計 1,880,512 円）について、その全額を支払わず、もって、山口県最低賃金（時間額 979 円）以

上の賃金を支払わなかったものである。

4　その他

（１）被害労働者に対しては、既に「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、未払賃金額の一部について、事業主に代わって「独立行政法人労働者健康安全機構」から支払われている。

（２）被疑者株式会社日本フーズは令和７年11月30日付で事業活動を停止している。

5　関係条文

【 最低賃金法 】

第４条(最低賃金の効力)

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第２項～第４項　略）

第40条(罰則)

第４条第１項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

第42条（両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。